

農政をめぐる情勢

目次

I	政府が農業改革関連3法案を国会提出	1
II	通商交渉をめぐる情勢	12
III	生産緑地法等の改正案が閣議決定	16

今月号のあらまし

I 政府が農業改革関連3法案を国会提出

2月10日、自民党内手続きを終えた「農業競争力強化支援法案」「農業機械化促進法廃止法案」「主要農作物種子法廃止法案」が、閣議決定され、国会に提出された。審議は29年度予算案成立後の4月以降に一括で行われる見通しとされている。

残りの5法案は、順次党内手続きを終え、3月10日までには全て閣議決定される見通しとされている。

II 通商交渉をめぐる情勢

2月10日、米国・ワシントンDCのホワイトハウスにおいて、安倍首相はトランプ大統領と日米首脳会談を行った。

首脳会談後に発表された日米共同声明において、日米同盟、貿易関連の重要性が表明された。なお、同声明の中には、「日米間で二国間の枠組みについて議論を行うこと」という内容が含まれている。

III 生産緑地法等の改正案が閣議決定

2月10日、生産緑地法等の改正案が閣議決定された。今後、この改正法案は4月以降に通常国会へ提出される見通しである。

改正法案の主な内容は①面積要件を300㎡まで引下げ②買取り申出可能となる始期の延期③直売所、農家レストラン等の設置を可能とすること等となっている。

また、現在、都市農業振興基本法に沿って、愛知県でも地方計画（愛知県都市農業振興計画）の策定が進められている。

I 政府が農業改革関連3法案を国会提出

— 8法案全てが3月10日までに閣議決定される見通し —

- 昨年11月29日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に盛り込まれた「農業競争力強化プログラム」を踏まえ、農水省は、生産資材価格の引き下げや流通・加工の業界構造改革等を目的とする「農業競争力強化支援法案」など、計8件の法案を国会に提出することとしている。
(提出予定8法案の要旨については別紙1の通り。)
- 法案提出に向けて、自民党内では農林・食料戦略調査会、農林部会の合同会議を中心に党内手続きがされている。主なやりとりは以下の通り。

【2月2日に開催された農林合同会議における主な意見と農水省の回答要旨】

「農業競争力強化支援法案」に明記された「農業者等の努力」について

- ・農業者個人の判断まで踏み込んだものであり、農業者単独に義務を課すのは理にそぐわないのではないか。

⇒農家にも努力をお願いしたいという訓示的意味。法制局からの指摘も受けて入れた。(※2月16日現在、後述の通り、表現が一部修正されている。)

「主要農作物種子法廃止法案」について

- ・種子の基礎研究や確保等について都道府県の引き続きの関与を求めるべきではないか。

⇒今後とも都道府県やJAに役割を発揮してもらえるよう丁寧に説明していく。

- 2月10日、自民党内手続きを終えた「農業競争力強化支援法案」「農業機械化促進法廃止法案」「主要農作物種子法廃止法案」が、閣議決定され、国会に提出された。審議は29年度予算案成立後の4月以降に一括で行われる見通しとされている。
- 2月14日、規制改革推進会議の農業WGが開催され、議事録の公表はされていないが(2月16日現在)、「農業競争力強化支援法案」「農業機械化促進法廃止法案」「主要農作物種子法廃止法案」が資料として提出されている。(上記3法案の概要は別紙2の通り。)
- 同WGには「農業競争力強化支援法案」について、「農業者等の努力」(第五条関係)に関して、変更を反映した条文を含む資料が提出されている。与

党内には農業者の努力義務そのものを外す案もあったが、農水省が規定を残すことにこだわり、微修正にとどまったと報道されている。

【農業競争力強化支援法案条文の新旧対照表（抜粋）】

2月2日農林合同会議提出資料	2月14日農業WG提出資料
<p>(農業者等の努力)</p> <p>第五条</p> <p>農業者は、その農業経営の改善のため、農業資材の調達又は農産物の出荷若しくは販売に関して、必要な情報を収集し、主体的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。</p>	<p>(農業者等の努力)</p> <p>第五条</p> <p>農業者は、農業資材の調達を行い、又は農産物の出荷若しくは販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に取り組むよう努めるものとする。</p>

- 2月15日、山本農相は衆院農林水産委員会で、「農業者等の努力」等が規定されている「農業競争力強化支援法案」について「(農協への) 過剰介入の根拠法とするものでは決してない」と述べた。

【農業競争力強化支援法案第五条「農業者等の努力」】

<p>(農業者等の努力)</p> <p>第五条 (第一項は上記の通りのため、省略)</p> <p>2 農業者の組織する団体であって農業経営の改善のための支援を行うものは、前項の取組を促進する観点から、支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 農業者の組織する団体であって農業生産関連事業を行うもの(以下「農業者団体」という。)は、前条第一項の取組を行うに当たっては、農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努めるものとする。</p>
--

- 残りの5法案は、順次党内手続きを終え、3月10日までには全て閣議決定される見通しとされている。

Ⅱ 通商交渉をめぐる情勢

— 日米首脳会談が開催される —

1. TPP・日米FTAをめぐる動向

(1) 国内の動き

- 1月20日、安倍首相は通常国会の開会における施政方針演説において、「TPP協定の合意は（21世紀型の経済体制の）スタンダードであり、今後の礎となるもの」と述べた。
- 安倍首相は予算委員会等において、これまでの考え方に沿った「TPPについてアメリカに働きかける」等の答弁をする一方、トランプ大統領がTPP離脱を指示する覚書に署名して以降の答弁では、米国との二国間交渉の可能性を否定しない発言を行っている。

【1月24日以降の安倍総理の予算委員会等における答弁（TPP、日米FTA部分抜粋）】

- ・トランプ大統領も自由で公正な貿易の重要性については認識していると考えており、TPP協定が持つ戦略的、経済的意義についても腰を据えて理解を求めている。（1月24日）
- ・我々は粘り強くTPPについてアメリカに働きかけを行っていくが、TPPの働きかけを行っていけばEPA、FTAは全くできないということではない。日米のEPAだけではなく、TPP、日豪、日加、日EUもそうだが、しっかりと守るべきものは当然守っていかなければいけないし、また、農業は国の基であるという考え方のもと、二国間の交渉についてもしっかりと交渉していきたい。（1月26日）
（米国と）今、二国間をやるということは全く決めていないので、二国間を絶対に排除するのと言われてたから、それはそうではないということを示し上げたにすぎず、その中でしっかりと軸足を据えて、我が国の国益を守っていく。（1月27日）
米国が入らないことによって相当TPPの価値が低下するのは事実。日本と米国が主導していく、TPPを核にさらにこの価値観を広げていくということにおいては、米国が入らないことは大きな損失だが、当分米国の参加が見込まれない中においては、我々は固定観念ではなくて、もう少し広く考えるべきだ。（2月2日）

- 1月28日、安倍首相はトランプ大統領と電話会談を行い、会談後、「経済や安全保障の課題などについて確認した」と述べる等、首脳会談の成果を強調した。一方、通商課題に関しては、TPPや日米FTAの具体的な言及は行われず、「日米の経済関係の重要性について一致」するに留まった。
- また、安倍首相は「2月10日の首脳会談では経済、安全保障全般において率直な、有意義な意見交換がしたい」と述べ、2月10日に米国・ワシン

トンDCにて日米首脳会談を開催することを明らかにした。

(2) 米国の動き

- 1月23日、トランプ大統領は、これまでの公約を実行する形で、TPPの署名国から離脱するとともに、TPP交渉から永久に離脱することを通商代表に指示する大統領覚書に署名し、今後は二国間交渉を追求する考えを改めて強調した。

【大統領覚書「環太平洋連携交渉および協定からの離脱に関する件」(抜粋)】

我が政権では…将来の通商協定を交渉するにあたって、個々の国々と、直接一対一の(あるいは二国間の)交渉を行うことを計画している。憲法および米国の法律に基づき大統領に付与されている権利に基づき、ここに私は、貴殿(米国通商代表)に対し、環太平洋連携協定(TPP)の署名国から米国として離脱するとともに、TPP交渉からも永久に撤退することを指示する。

- 1月30日、米国通商代表部は上記をふまえ、TPPの寄託国(NZ)に対し、「TPP協定の加盟国となる意思はなく、昨年2月の署名による法的義務は一切負わない」旨を文書で通知した。
- TPP離脱にかかる大統領覚書を受け、共和党幹部は、直接の評価は避けつつも、米国の経済的利益確保に向け、今後ともアジア太平洋をはじめとする新たな国際市場へのアクセスを拡大していく考えを強調した。主要な農業団体はこうした共和党幹部の立場と足並みを揃え、政権に対して声明を発出している。

2. 日米首脳会談

- 2月10日、米国・ワシントンDCのホワイトハウスにおいて、安倍首相はトランプ大統領と日米首脳会談を行った。
- 会談後の共同記者会見において、両首脳は、日米同盟を重要視するとともに、貿易関連についても両国の連携を重要視する旨の発言をした。

【記者会見における貿易関連部分の発言概要】

<トランプ大統領>

- ・自由で、公平で、両国に恩恵を与える互恵的な貿易関係を追求していく。

<安倍首相>

- ・日米の経済関係を一層深化させる方法について、今後、麻生副総理とペンス副大統領の間で、分野横断的な対話を行うことで合意した。
- ・アジア太平洋地域に自由かつルールに基づいた公正なマーケットを、日米両国のリーダーシップのもと作り上げていく強い意志を確認した。

・ T P Pについては、我々はすでに大統領の判断をよく承知している。 T P Pでは、アジア太平洋地域に自由でフェアなルールを作り、日米がリードしていくということが重要なポイントであり、この重要性については今も変わっていない。

- 首脳会談後に発表された日米共同声明においても、日米同盟、貿易関連の重要性が表明された。なお、同声明の中には、「日米間で二国間の枠組みについて議論を行うこと」という内容が含まれている。

【日米共同声明 貿易関連部分概要】

- ・ 両首脳は、自由で公正な貿易のルールに基づいて、日米両国間及び地域における経済関係を強化することに引き続き完全にコミットしていることを強調した。これは、アジア太平洋地域における、貿易及び投資に関する高い基準の設定、市場障壁の削減、また、経済及び雇用の成長の機会の拡大を含む。
- ・ 日本及び米国は、両国間の貿易・投資関係双方の深化と、アジア太平洋地域における貿易、経済成長及び高い基準の促進に向けた両国の継続的努力の重要性を再確認した。この目的のため、また、米国が環太平洋パートナーシップ (T P P) から離脱した点に留意し、両首脳は、これらの共有された目的を達成するための最善の方法を探求することを誓約した。これには、日米間で二国間の枠組みに関して議論を行うこと、また、日本が既存のイニシアティブを基礎として地域レベルの進展を引き続き推進する (※) ことを含む。
- ・ さらに、両首脳は、日本及び米国の相互の経済的利益を促進する様々な分野にわたる協力を探求していくことにつき関心を表明した。

※ 「既存のイニシアティブを基礎として地域レベルの進展を引き続き推進する」とは、我が国がこれまで実施してきている地域における貿易の取り組みを指し、 T P P のほか、アジア太平洋自由貿易圏 (F T A A P)、東アジア地域包括的経済連携 (R C E P) などが含まれるとされている。

- 共同記者会見に引き続き、両首脳は昼食を共にしながら、日米経済関係をめぐる諸課題について議論を行った。首脳会談で確認された麻生副総理とペンス副大統領間での「経済対話の枠組み」に関しては、「二国間の貿易に関する枠組み」を含めて議論する場とすることを確認したとされているが、具体的な形式は未だ決まっていない。
- なお、トランプ大統領から日米 F T A に関する直接の要請は無かったとされている。

2. 日 E U ・ E P A をめぐる動向

- 1月10日より事務レベルでの交渉、1月17日から20日に首席交渉官

会合がベルギー・ブリュッセルにて開催された。

- 同交渉では、物品市場アクセスの分野をはじめ、27分野で交渉が行われたが、農畜産物の関税を含む物品の市場アクセスについては、依然として日EU双方の主張に開きがあり、進展は見られなかった。

【日EU・EPA交渉における27分野】

総則	物品市場アクセス	物品ルール
非関税措置	原産地規則	貿易救済
税関・貿易円滑化	衛生植物検疫措置(SPS)	貿易の技術的障害(TBT)
投資	サービス	電子商取引
政府調達(市場アクセス)	政府調達(鉄道)	政府調達(規律)
知的財産(地理的表示除く)	地理的表示	競争(反トラスト)
競争(国有企業)	競争(補助金)	コーポレートガバナンス
貿易と持続可能な開発	中小企業	紛争解決
透明性	規制協力	最終規定

※網掛けの部分は1月の交渉会合で集中的に議論されたとされる分野。

- 1月20日、安倍首相は、施政方針演説の中で、日EU・EPA交渉について「できる限り早期の合意を目指す」と述べ、早期の合意を目指す従来の考え方を堅持する意向を示した。
- 交渉の具体的な内容は明らかにされていないが、わが国は自動車等の関税撤廃を求める一方で、EUからは豚肉や乳製品を含む加工品の市場開放を求められている模様であり、依然として隔たりがあると見られている。
- 3月以降にEUの主要国で選挙が控えているほか、英国のEU離脱交渉の開始も見込まれる中で、日EU・EPA交渉の次回交渉時期は明らかにされておらず、EU諸国の政治情勢が交渉に影響を与えると報道されている。

【2017年のEUにおける主要な政治日程】

3月15日	オランダ総選挙
3月末まで(見込み)	イギリスEU離脱交渉開始
4月23日、5月7日	フランス大統領選挙、決選投票
6月11、18日	フランス国民議会選挙
9月	ドイツ総選挙

Ⅲ 生産緑地法等の改正案が閣議決定

－ 愛知県において「地方計画」を検討中 －

1. 生産緑地法等の改正案が閣議決定

- 平成27年4月の「都市農業振興基本法」の施行を受けて、国は平成28年5月に「都市農業振興基本計画」を策定した。
- 2月10日、生産緑地法等の改正案が閣議決定された。今後、この改正法案は4月以降に通常国会へ提出される見通しである。(詳細は別紙1の通り)

【改正法案の主な内容】

- | |
|--|
| ① 生産緑地地区の一律500㎡の面積要件の緩和(一律500㎡から市町村条例で300㎡まで引下げ可能に) |
| ② 生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期(「特定生産緑地」に指定されることにより30年経過後は10年ごとに延長可) |
| ③ 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能とすること |

【改正法案の留意事項】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・①の面積要件の緩和については、市町村が条例で制定する必要がある。・②の買取り申出が可能となる始期の延期については、平成34年問題への対応策であるが、「市町村長は、良好な都市環境を形成する上で有効と認められる生産緑地を、生産緑地の所有者の提案に基づき、当該生産緑地の告示の日から30年を経過する日以前に、「特定生産緑地」として指定できることとする。」とされている。 <p>⇒生産緑地の活用については市町村の姿勢に左右されることとなる。</p> |
|--|

2. 愛知県都市農業振興計画の検討状況

- 都市農業振興基本法では、地方公共団体においても地方計画を策定することが努力義務として謳われており、現在、愛知県でも地方計画(愛知県都市農業振興計画、以下「県振興計画」という。)の策定が進められている。

【今後のスケジュール】

29年2月	15日	愛知県都市農業振興計画策定会議
	24日まで	策定メンバーからの意見聴取、県庁内調整
3月下旬		策定・公表(パブリックコメントはしない)

3. 今後の対応

- 都市農業振興に当たっては、施策の及ぶ範囲が市町村計画等に委ねられることから、各市町村の都市農業に対する施策(土地利用計画、農業振興施策

等) が重要となる。

- 「県振興計画」の策定後は、各 J A が市町村に対して、市町村計画の策定等を働きかけ、市町村が計画策定のための検討会議を設置する場合は、J A はこれに参画していくことが重要である。

【検討中の「県振興計画」(市町村計画策定に関する記載部分抜粋)】

第5 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
2 市町村の計画策定について
各市町村の地方計画が可能な限り早期に作成され、効果的な施策が推進されるよう、県から働きかけるとともに、必要な情報提供等、適切な支援を行っていきます。

- 国に関わる制度や税制（固定資産税、相続税）については、J A グループとして引き続き政策提言を行う。

背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - ー 景観(潤い)、環境(雨水貯留、生物多様性)、防災(延焼防止、避難)、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題 ー 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - ー これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題 ー 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
 - ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
 - …「経済財政運営と改革の基本方針2016」,「日本再興戦略2016」(閣議決定)において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

法案の概要

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

- 都市公園で**保育所等の設置を可能**に(国家戦略特区特例の一般措置化)
- 民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度**の創設
 - ー収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を民間事業者から**公募選定**
 - ー設置管理許可期間の**延伸**(10年→20年)、**建蔽率の緩和**等
 - ー**民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施**

(予算)広場等の整備に対する**資金貸付け**
【都市開発資金の貸付けに関する法律】
(予算)広場等の整備に対する補助



▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)

- 公園内の**PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸**(10年→30年)
- 公園の活性化に関する**協議会の設置**

緑地・広場の創出

【都市緑地法】

- 民間による**市民緑地の整備**を促す制度の創設
 - ー市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定
 - (税)固定資産税等の軽減
(予算)施設整備等に対する補助
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充**
 - ー緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加



▶ 市民緑地(イメージ)

都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

- 生産緑地地区の一律500㎡の**面積要件を市区町村が条例で引下げ可能**に(300㎡を下限)
 - 〔(税) 現行の税制特例を適用〕
- 生産緑地地区内で**直売所、農家レストラン等の設置を可能**に



▶ 市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子

- 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設**
(地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制)

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

- 市区町村が策定する「**緑の基本計画**」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充 【都市緑地法】
 - ー**都市公園の管理の方針**、農地を緑地として政策に組み込み

【目標・効果】

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

(KPI) 民間活力による公園のリニューアル 約100件(2017~2021 [2017:5件 ↗ 2021:40件])

民間主体による市民緑地の整備 約 70件(2017~2021 [2017:5件 ↗ 2021:25件])

※地方公共団体等への意向把握をもとに推計

農政をめぐる情勢

平成29年2月22日

190部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉